

平成28年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成28年12月9日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成28年12月13日 午前9時 平成28年12月13日 午前11時57分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	淵 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 淵 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	淵 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成28年12月13日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 (平成28年12月定例議会)

氏 名	件 名 (要 旨)
坂 井 正 隆	1. 町長の公約、給食費の完全無料化について 2. 全国で発生している高齢者の交通事故について
三 苦 紀美子	1. 交通安全対策について 2. なぜ届かぬ。弱者の声！ 3. 灯すプロジェクトへの期待

日程第2 議案第54号 江北町農業委員会の委員の定数条例

日程第3 議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第56号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第57号 江北町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第58号 財産の無償貸付について

日程第7 議案第59号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第5号)

日程第8 議案第60号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第9 議案第61号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第62号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第6回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き、質問表の順序に従い発言を許可いたします。

5番坂井正隆君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○坂井正隆議員

それでは、皆さんおはようございます。通告に従いまして、2日目の1番バッターということで、町長の公約、給食費の完全無料化についてお尋ねをいたします。

2月の町長選挙、その運動期間中大きく5つの公約を示されたところでございますが、その公約の一つに、学校給食の完全無料化というふうなことがありました。現在、子育て支援として小学校1年生、中学校1年生、そして、第3子以降の子供たち合わせて約200名に対して無料化が実施をされております。その経費として1,000万円が計上されておりますが、小・中全学年無料化となると、新たに3,000万円というふうな追加財源が必要になります。町長はこの財源をふるさと納税を活用するというふうなことでありましたが、我が町のふるさと納税の情報発信が本格的にされたのは、まだつい最近のことですが、今、ふるさと納税も現在1億6,800万円というふうなことで、ふるさと納税に対する意識も皆さんから御理解を得て、納税をいただいておりますけれども、この無料化については、いつごろから完全実施をするのか、まず伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。それでは、坂井議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

公約で掲げておりました給食費完全無料化の実施時期ということでございます。

先ほど議員から御指摘いただきましたとおり、私、選挙の公約の一つとして、給食費の完全無料化ということを掲げておりました。その心は、広い世帯を対象にして、ぜひ子育て世代の負担軽減が図れないかということの中から完全無料化ということで公約に掲げさせていただいたところでございます。

現在も既に一部実施はされておりますけれども、当然その学年によって子育ての負担が急

に変わるということはありませんものですから、私としてはやはり全学年対象にすべしということで今回掲げさせていただいたところでありまして、町民の皆さん方からも非常に関心の高い事項であるということは私も認識をいたしております。その中でも、ただし、実際に実施をしていく上に当たっては、当然、財源というものが必要であるということでありまして、先ほどはふるさと納税でというようなことではありましたが、ふるさと納税を含めたところのやはり財源確保ということが前提であるということもあわせて申し上げてきたところでもあります。

そうした中で、具体的に試算を行いましたところ、これは9月の議会でも申し上げたと思いますが、仮に今年度の生徒で完全無料化をした場合の事業費としましては総事業費が4,043万1千円ということで試算がされております。このうち、今年度既に給食費の既存の制度で助成を行っておりますのが1,048万2千円ということでありますので、仮に完全無料化をするということになりますと、差し引き約3,000万円、御指摘のとおり、新たな財源が必要であるということでもあります。

そういう中で、ふるさと納税を初めとした財源確保が前提ということで申し上げてきました中で、今議会の冒頭でも御報告いたしましたけれども、その一つとして活用を念頭に置いておりますふるさと納税につきましては、冒頭御報告いたしましたとおり、9月からの本格的な実施ということでありましたけれども、12月7日現在で約1億7,000万円のふるさと納税の寄附をいただいているというところでもあります。

ただ、ここには少しやっぱり制約というものがああります。まず1つには、丸々町の収入になるわけではないと。一旦収入にはなるわけですが、当然そこから返礼品をお返しをしなければならないというようなことになるものですから、実質的な町の収入というのは約3割弱ということでもあります。それが1点。それともう一つは、これは条例のほうで定められておりますけれども、ふるさと納税、寄附をいただくに当たってはその使途、使い道については寄附者の方から指定をいただくということになっております。ですので、その指定を超えては活用ができないという2つの制約がふるさと納税そのものにはあるということは御理解をいただきたいと。寄附額丸々が収入ではないと。3割弱であるということと、もう一つは、寄附をいただいたときの制約があるということですので、その寄附の条件を超えては活用ができないということでもあります。

どういう分野かといいますと、1つには、教育、文化の推進に関する事業というのが1つ。

それと、保健、医療、福祉、介護の向上に関する事業というのが1つ。それと、産業の振興に関する事業というのが1つ。それと、生活環境の向上に関する事業というのが1つ。それともう一つは、その他目的のために町長が必要と認める事業ということになるわけですが、当然先ほど申し上げましたように、この中でもし給食費の無料化に使えるとすれば、一番最初に申し上げました教育、文化の推進に関する事業として活用するという事しかないのかなと思います。

そういう中でいきますと、実は1億7,000万円のうち、言ってみればこの子育て、教育、文化の事業に使ってくださいということで指定をいただいているのは2,100万円しかありませんので、先ほど3,000万円必要であるということからいきますと、まだ1,000万円届かないというふうに言ってもよろしいかと思います。

ただ、今後も今年度中のふるさと納税の伸びも一定は見込まれますし、先ほど申し上げましたように、町民の皆さんも大変に関心の高い、要望の多い事項でもあるということでありますので、ふるさと納税を含めて、財源確保をするということを前提で、ぜひ来年の4月から給食費の完全無料化は実施をしたいというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、今の時点ではふるさと納税のみでは財源がきちんと確保できたということではありませんし、ふるさと納税制度そのものがこれからどういうふうになるかというのが非常に不確定、不透明であります。そういう中で、きのうからも持続可能性ということを申し上げておりましたけれども、やはり持続可能にこの措置を行うということであれば、当然、既存事業の見直し等々も行って、財源の確保を行わなければいけないというふうに思っております。

そういうことから、今回の来年の4月からの給食費の完全無料化の実施に当たっては、ふるさと納税でいただいた寄附を活用するにあわせて、ぜひ既存事業の見直しを行いたいということでありまして、その一つとして、現在、中学3年生、これは江北中学校に通学をしている中学3年生に支給をしている卒業祝い金というのがあります。これが1人3万円ということになっていると思いますが、これについてはあわせて見直しを行って、ぜひ給食費の完全無料化の財源の一助にさせていただきたいということもあわせて御報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

完全無料化については理解するところもありますけれども、私は実施については基本的に余り賛成ではないというふうな考えを持っております。質問の前段で申し上げましたが、今、実施されている小・中1年生の無料化というのについては、これはこれでいいのかなというところではありますが、町長はまず、きのうも十五、六回以上言われたと思いますが、自助、共助、公助があり、最後に公助と答弁をされておりますが、昨日もこの自助、共助、公助という答弁がありましたけれども、私は学校の教育上、無料化というのはどうかと思うところがございます。やはり親が働いて子供たちに食べさせて、親に感謝の気持ちというふうなのを子供たちに教え込むというふうなのも学校教育の中の一つじゃなかろうかと思えます。無料化にすると当然のように、ただやろうもんということで、感謝の気持ちなんていうのは醸成ができないんじゃないかと。

やはり食というのは、生きていくための一番の基本的なものでございます。これは動植物含めて、食というのは基本的なことだと思えます。そういうふうなことで親が働いて育ててくれたという感謝の気持ちを持てる子供に育てるためには、私はただというのは、果たしてこの感謝の気持ちがただで醸成できるのかなというふうに私は考えるところがございます。ただにしてしまうと、当然のごとく、多分卒業式のとき学校給食ただでありがとうございましたて言うて卒業していく子はいないかもわかりません。やはり親の背中を見せながら学校教育もしていく。学校と家庭というのは一体になって子供の教育をしていくのが本当やなかろうかなと思うところがございます。先に町長が言う公助が出ていいのかと。やはり自助というのは、親が働くというふうなことの中から、当然、親が食べさせるのが、これは病院に入院しても食べるのは負担せんとはいけません、寝るところも病院に入院してもホテルコストを取られるわけですから、食については、私は当然——それは子供の貧困とか、非課税世帯とかありますけれども、そういう方については当然公助という手助けが必要かなと思うところがございますが、やはり親が食べさせるというふうなことで、十分学校給食なんていうのは安く食べられているわけですから、今1食幾らかちょっと私も調べておりませんが、通常の弁当に比べればかなり安く給食をとられているのじゃないかと思えます。

私が質問したことについては、教育委員会、あるいは検討委員会等を立ち上げて、じっくりと、するなら実施に向けての検討をしていくべきじゃなかろうかと思えます。拙速すべき

ではないと私はこう思うわけですが、公助が先でいいのか、検討委員会を立ち上げて検討をするのか、その辺を御答弁お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えしたいと思います。

完全無料化は急ぐべきではないと、もっと言うなら必ずしも完全無料化を実施すべきではないという御質問だったかと思えますけれども、そこは私は少し考えを異にしております。というのが、先ほど感謝の気持ちがなくなるんじゃないかということですが、私もかつて小学生時代がありました。やっぱり給食をつくってくれる給食のおばさんには、どんなことがあっても感謝をしておりまして、時として弁当を持たされるようなときもありましたけれども、そういうときにはつくってくれた親にも感謝をいたしております。もちろん、給食費を出してくれたということも感謝の一つではあると思えますけれども、やはり自分が生きていく中では、いろんな方に感謝をしなければなりません。そういう意味でいきますと、単純にお金を出してくれたということだけが感謝ということではなくて、やっぱり実際料理を、食べるものをつくってくれた人たちであるとか、もっと言うならその食材である農家の方にも感謝をする必要があるし、こういうことであれば、例えば、完全無料化として無料で給食を食べさせてくれている——町に感謝というののもちょっとおこがましいですけどね。そういういろんな感謝というのはあるんじゃないかなということをおもいますし、もう一つはやっぱり給食ということそのものにやはり教育的な意味合いというものもあるものですから、まさに義務教育で行われている学校給食でありますので、教育の一環ということであれば、無料化ということもそれほどおかしなことではないというふうに私は思います。

それともう一つ、検討委員会でも設置してということではありますが、私はここはそれほど検討の余地はないというふうに私としては思っております。というのは、公約として私はずね、完全無料化をしますということは申し上げたものですから、完全無料化をすべきかどうかというのは、私の中では当然すべきという前提で公約には掲げさせていただきました。もちろん、完全無料化のやり方というのはありますね、それとか財源の確保の方法であるとか、そういうのは私の責任としてきちんと御報告もせんといかんというふうには思っておりますし、それについては検討もせんといかんというふうに思っておりますので、そういう中

で今回も財源について一部御紹介をさせていただいたところでありますが、完全無料化そのものを実施するかどうかについて、まだ時間をかけて検討するということは私としては考えてはおりません。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

無料化についてはやるということでございますが、やはり実施に当たっては将来の子供たちのそういう感謝の気持ちをどうやって教えるか。ただというのは当然のごとく大きくなって果たして感謝が残るかというふうなことを考えるときに、それは私は町長がやると言えば、こういう場で余り賛成じゃないというふうなことぐらいしか言えませんが、執行権は町長にあるわけですから、それはそれとして、やはり意見を聞いてというふうなことからして、私も余り賛成でないという立場で町民の皆様へ聞けば、それは若い世代については、ただがよかくさん、ただがよかというふうなことですけど、私たちが70年人生を生きてきた中で、やはり親が努力をしてきて、その親の努力の背中のもとで子供が育っていくというふうなことで余り賛成じゃないというふうな立場を言ったわけですが、やはりその辺は慎重に、まだちょっと時間があるかなと思いますけど、例えば、町長単独で決めていけるかもわかりませんが、教育委員会等々もでございます。そういうふうな中で検討をしていただいて、これは私たちが納得のできるところで、私も絶対反対じゃないわけです。そういうふうなことを踏まえて実施するならば実施をして、検討委員会等に諮問をしていただいて、慎重に、将来の子供のことを考えれば、それは6年と3年の9年間についてはただかもわかりませんが、その9年間のただが子供たちの将来にとってどういうふうな影響を与えるのかというのは、まさに町長がよく使われる言葉の中の検証じゃなからうかと思うわけです。その辺は慎重にぜひお願いをしたいわけです。

町長の答弁をいただく前に、教育長にお伺いをいたします。

教育長、学校教育として給食費無料化というのはどういうふうに考えますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

ただいま町長がお答えになりましたので、ちょっと私見は差し控えたいと思いますが、給食費につきましては全国いろんな問題点があるということは承知をしております。坂井議員がおっしゃっているような感謝の気持ちももちろん大事にしていかなくちやいかんし、基本にしなければいけないわけですが、そういうことについては今後十分に深めて教育の中で取り組んでいきたいと思っております。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

非常に苦しい立場での答弁かなと思うわけですが、教育長は町長に対して意見をできる立場ではあるわけでしょう、学校の教育者として。その辺はどうですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。赤坂教育長。

○教育長（赤坂 章）

町の大事な教育でございますので、方針なりいろんなことにつきましては十分相談をしながら、教育行政をやっているところでございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

教育長については、町長に対して意見を言うという立場じゃないでしょうけど、アドバイスをするというふうな立場から、この学校給食費については自分の考えを言っていたきたいなと思うところでございます。

町長、答弁があれば。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

改めて私のほうからお答えいたします。

私が単独で決めたということではありません。最終的にはもちろん必要な議案なり予算案というのは議会に提案をさせていただいて、議会の中で議決をいただいて初めて執行はできるわけですが、その前の段階においても、私としても自問自答はこれまでもしてきま

した。本当に実施すべきかどうかと、実施するとしたらどのくらい必要であるだろうかということも含めて自問自答もしてきましたし、もちろん庁内の中でも検討してきた上での結果であります。ですから、先ほど申し上げましたように、ふるさと納税をこのくらいだったら使えるということであるとか、その財源の一つとして、現在支給されている卒業祝い金については見直しをしたらいいんじゃないかとか、こういうことも含めて、庁内では検討した結果でありまして、もはやそういう意味ではもう私単独の考えでも何でもなくて、ひとまず我々は江北町の執行部としては、ぜひそういう形でやらせていただきたいということで、きょうは御報告をさせていただいているところであります。

その上で、先ほどから給食費の無料化について教育的な観点からどうかということですが、実は今、国のほうでは義務教育の完全無料化ということが議論されております。国の経済財政諮問会議の中でも給食費の無料化については提言をされるというふうな報道もあったりしておりますし、まさにそこはやっぱり考え方であるということだと思いますし、恐らくこれからはそういうふうな流れに国としてもなるかもしれません。だからやるということではないんですけれども、あくまでも給食費の無料化というのを、何か突拍子もなく、全国1,700の自治体で我が町だけが、しかも私が単独で考えているということではなくて、もう既に実施をしている自治体もたくさん全国にもありますし、国においてもそういうことが検討されるということはあわせて御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

実施に当たっては、慎重にやはり検討をしてもらいながらしていくと。削るところは削るということですが、義務教育という中では、ただにすると学校教育費の費用については全国国家持ちというふうなことになるかと思いますが、やはり基本的な給食、食べることについてはその辺を私の意見もちょっと尊重してもらいながら御検討をしていただきたいと思うところで、次の質問に行きます。

○西原好文議長

はい。次、行ってください。坂井君。

○坂井正隆議員

全国で発生している高齢者の交通事故についてということで、江北町の交通事故は県内ワーストワンであります。このワーストワンというのは、この一般質問の通告がまだ表彰を受ける前の通告でございましたので、こういうふうなことで質問させていただいたわけですが、ワーストワン返上に向け、町、議会ともに取り組みをしているところでありますが、今、高齢者が起こす交通事故が全国的に問題視をされております。高齢ドライバー、いわゆる65歳以上の運転免許保有者は約1,640万人、5人に1人が65歳以上の高齢ドライバーということになっております。多い事故のケースとして、ハンドル操作の誤りやアクセル、ブレーキの踏み違い、高速道路の逆走等々問題になってきております。地方の町では、自家用車なくしては外出、買い物も不便であることは間違いないところではありますが、70歳を超えるドライバーについては、更新時に自動車学校等で講習を受ける義務があります。高齢者の起こす事故、もうほとんどが人身事故につながっているのが現状でございます。子供の列に突っ込んだり、コンビニに突っ込んだり、屋上の駐車場から飛び落ちたり、私は、法的なこともあり、強制はできないと思うところがございますが、事故の先取りといいますか、未然防止というふうな観点、あるいはワーストワン返上という観点からしても、自主返納の推進ができないものか。推進に当たっては、やはり町内で使えるタクシーのチケット、例えば、3キロメートル以内のチケットとか、そういうプレミアが必要と思うところがございますが、町長の考えをお伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

それでは、坂井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

全国で発生している高齢者の事故についてというふうなことでございます。

最近の報道を聞いておりますと、アクセルの踏み間違いや高速道路での逆走など、高齢者が関係した事故というものが全国的に起きております。つい先日も、大事には至りませんでしたが、嬉野のほうで高速道路の逆走の事件が起きていたというふうなことが新聞にも載っております。運転免許証の自主返納制度につきましては、加齢に伴う身体機能の低下や判断力の低下等により、運転に不安を感じる高齢者が自主的に運転免許証を返納するもので、田舎は返納したら移動の足がなくなるものですから、日常生活に支障を来すということで、余り進んでいないのが現状でありまして、この自主返納制度につきましても、町として問い

かけるというふうなことはかなり難しいのかなというふうなことを考えております。

その対策として、なるべく交通事故が起きないように対策として考えられることにつきましては、例えば、国におきましては、現在70歳以上の方に行われておりますビデオでの交通ルールの再確認等の高齢者講習ですね、あと75歳以上の方に行われている記憶力や判断力を判定する講習予備検査など、こういう検査の項目の検証等を含め、厳格に実施をしていただくことが考えられるということで、こういうことをお願いできればなというふうに思っております。

町としてできることにつきましては、車生活になれた方がどれだけ利用されるかわからないというふうなことも考えられますが、佐賀という地域性を考えた場合、車の利用というのは生活の中で重要な事柄でありますので、返納された方へのタクシー、バス等の公共交通機関の割引を導入している自治体もあることから、タクシー券の配付や買い物代行サービスなど、買い物弱者に対する施策の充実や循環バスの停留所を今回イオンの江北店にも設置をいたしたように地域交通の検証を図っていきたいというふうなことを考えております。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

自主返納については、非常にこういう田舎では交通手段がないと、公共の交通機関がないという中では非常に難しいことだと思います。来年の3月に道交法の改正の予定になっておりますが、その道交法の改定でこの辺の高齢者の免許の自主返納というふうなものがどういふふうになっていくのか、それを見てまた再度事故の未然防止と。起こしてしまえば、非常にテレビあたりを見ても悲惨な、家族ともども悲惨だなと思うところがございますが、そういうふうなほうも照らし合わせながら、新しい道路改正法ができたときにはまた再検討をしていただき、事故の未然防止をしていただきたいと思います。65歳というと、まだばりばりの現役世代でございます。そういう方に返納をとというのは非常に難しいと思います。私が言うなら80歳以上の方とか、やっぱり返納に当たっては家族の方ですね、もうお父さん返したほうがよくなかとか、そういう家庭の雰囲気の中で自主返納していただくのがベストかなと、こう思うわけですが、法令の改正を待ってのほうが一番動きやすいかなと思うところがございますが、やはり我が町も交通事故についてはちょっとワーストでございますので、事故の未然防止というふうな観点から私もこの質問をしたわけですが、決して高齢者

のいじめじゃございません、私も71を過ぎておりますので、高齢者の部類でございますので、やはりそういう時が来れば返納せんといかんかなというふうなところで、やはりプレミアをつけて公共交通機関のチケットを出すとか、タクシー代を補助するとかして、高齢者の返納に対するモチベーションといいますか、やっぱり返さんばいかなのというふうな、そういうムードづくりというか、そういうのを町のほうでもぜひ推進をしていただきたいと思いますが、その辺どうですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

毎週日曜日夕方、「笑点」という番組がありまして、あの中で大喜利のコーナーというのがあります。ある日、出されたお題が、18歳と81歳の違いは何かというふうなお題であったそうでありまして、その中で、道路を暴走するのが18歳、逆走するのが81歳というふうなお題があったそうであります。何を言いたいかといいますと、最近非常に高齢者の交通事故というのがクローズアップをされて、実際起きているわけですが、では、どのくらいほかの年代に比べて多いのかということなんですけれども、実はこういうデータがあります。全体に占める、事故件数に占める高齢者ドライバーの割合は16%、20代は実は21%、30代が19%ということで、実は高齢者そのものが全体の事故の中で、高齢者だけが特に高いということではないということだと思います。そういうこともありまして、先日もテレビでは、本当に例えば一律に免許を返上したほうがいいのかどうなのかというふうな議論でありました。というのは、逆に、やっぱり運転をしないという日常の行動をしないことによって、やはり認知症が進むであるとか、身体機能が衰えるというようなこともマイナスの効果といましようか、ということもあるということでありまして、免許の返納自体を強力に進めるということの是非というのは、まさに議論をされておるといふところでもあります。

そういう意味でいきますと、私はどちらかというと、報償的な考え方なんじゃないかなと思うんですよね。これをやるけんが免許を返せというよりも、免許を返していただければ、そのお気持ちに報いるといましようか、そういうような趣旨の制度ではないのかなと、免許の返納そのものについてはですね。私としては思っているところでありまして、やはり1にも2にもすべきは、更新の厳格化だということでもあります。そこをやはりうやむやにして

免許は与えておいて、いざ事故起こしていろいろ問題視するというよりは、やはり本当に免許を渡していいのか、更新をしていいのかということが大事だと、水際でとめるということが大事であると思いますので、まさにその、特に高齢者についてはそういうことだと思いますし、やはり更新の厳格化ということですね、私はまずやれることではないなというふうに思います。

そういう中で、先ほど課長の答弁の中でも御紹介をいたしました、残念ながら私ども江北町は今のところまだワーストワンと、1年間ではですね、なっておりますので、さまざまな取り組みというのは必要であります。そういう中で、当然、高齢者の事故防止対策であるというふうなことも一つの大きな取り組みが必要な事項であるというふうに思います。

そこで、佐賀大学と連携をいたしまして、一つには認知症対策、それともう一つは高齢者の交通事故抑制と、この2つをテーマに共同事業というものを実は今検討いたしております、現在、具体的な打ち合わせを始めたところであります。また具体化すれば、この場でも御報告をさせていただきたいというふうに思いますが、繰り返しになりますけれども、私としてはぜひ高齢者の事故防止を含めた交通事故対策としては、まずやれることということ更新の厳格化であるということであるというふうに思っておるところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

更新の厳格化という答弁でございますが、この厳格化については多分3月の道交法の中に認知症だとかいろいろ検査項目が入ってくるかと思うところでございますが、やはり高齢者の事故というのは、非常に悲惨な人身事故が多いわけです。全体的に16%というふうなことでございますが、非常に悲惨な事故が多いというふうなことで、町としてもぜひ推進をしていただきたいというお願いをして、私の質問を終わります。

○西原好文議長

5番坂井君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開9時45分。

午前9時38分 休憩

午前9時45分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

それでは、皆さんおはようございます。許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたしたいと思っております。

まず1問目、交通安全対策についてでございます。

ワーストの汚名返上の取り組みに、町長初め職員の方が立哨されていることに対し、大変ありがたく、心強く思っているところでございます。

例年、この11月から12月にかけて人の動きが多くなり、事故も多発する中、冬の交通安全県民運動が本日から22日までの10日間実施されるようになります。我が町としての取り組みはどのようになっているか、団体連携による見える運動実施計画はなされたのか、早速きょう庁舎の前では出発式があつていようございまして、交通安全母の会としては、我が町のみならず、県内危険箇所に通学時間帯の立哨をきょうから毎朝実施する計画でございます。我が町としての取り組みを伺いたしたいと思います。

2番まで関連ですので、議長、続けてよろしいですか。

○西原好文議長

はい、お願いします。三苦君。

○三苦紀美子議員

町内の交通安全総点検を実施していただきましたが、終了しての指摘の場所、それから、これからの改善策についての考えをお伺いしたいと思います。

前に質問した門前、土元、児童たちが通う新宿通学路の歩道の設置について、再度警察と話し合うとの答弁でしたが、その後、内容はどうであったか、お尋ねしたいと思います。

まず、この2つについて答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

それでは、三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

冬の交通安全県民運動の我が町としての取り組みはということでございます。

本日から22日までの10日間、県の交通安全県民運動が行われております。期間中の取り組みといたしましては、例年、交通指導員による該当指導、交通安全協会によるのぼり旗の設置、MCA無線による広報活動、警察や関係団体による国道34号の立哨活動、それときょう9時から出発をいたしましたけれども、交通安全母の会によるパレードというのを実施しております。

今回、これらに加えて、ワーストワン脱却の取り組みとして、9月から毎月1回実施をしております職員による立哨活動を、今週の月曜日から行っております。

また、団体連携による運動計画の実施につきましては、交通安全対策協議会を今年度は3回実施しております。その中で、婦人会を初め各団体と連携して取り組みを行っております。具体的には交通安全パレードやイオンでのチラシの配布、冷茶サービス、立哨活動、そういうもろもろの取り組みを実施しているところでございます。

○西原好文議長

谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

11月28日にネイブルにおいて実施されました交通安全総点検につきましては、当日、各関係機関、団体より63名の出席者でネイブル付近の国道34号、国道207号、町道肥前山口駅南線の3カ所を3班に分かれて点検を行いました。

点検の結果でございますが、国道34号では6カ所、国道207号では7カ所、町道では14カ所の御指摘がありました。この中で最も危険な箇所としまして、国道34号では、ベスト電器横歩道側の防護柵の設置、国道207号では、江北小学校入り口の横断歩道の縁石整備、町道では、幼児教育センター横の横断歩道の整備が取り上げられました。

今回の指摘箇所につきましては、各管理者で改善に向けて取り組みをお願いされました。

新宿の通学路につきましては、8月25日の通学路合同点検の中で、警察署より、この場所は道幅が狭いことや歩行者の待機スペースの確保ができないことから、かえって危険ということで、正式な横断歩道設置が難しいということで、注意喚起の路面表示、例えば、歩行者注意等で対応するよう指導を受けておりますので、交差点の西と東に2カ所を今年度で対応したいと思っております。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

交通安全対策については、しっかりと取り組んでいただいているようで大変うれしく思っておりますが、1番の立哨について、それから、交通指導員さんともろもろの方の御努力に敬意を表するところでございますが、今、再度質問いたしております新宿の道路の件でございますが、田中町長のときには待機場所がないので、正式な横断歩道は無理とのことでございますので、再度そのことを警察と話し合うということでもございました。私も何回もあそこ、交通安全母の会があそこで立哨しているものですから、何回もあそこに立ってみました。ちょうど今、事故が起きる時間、朝の6時から9時まで、それから、夕方のまた6時から9時ぐらいの近くの通勤通学の時間帯が一番、70%を事故が占めているというような状態の中で、どうしてもあそこは危ないんです。絶対的に危ないんです。私が昼間立っていても、30キロなのに30キロゾーンはみんな見ないで、ばんばん行きます。あの狭い、先ほどおっしゃったように狭い道幅の中に、やっぱり40—40どころじゃないですね、50キロ以上飛ばされてくると、本当に子供たちの危険はもう目の前にございます。だから、正式なところは手前のほうの淵製菓さんの駐車場になっているところは御相談すればできると思うんですが、こちらの田中さんのお宅かな、あその状態では多分、そこを真っすぐ突き抜けると玄関先に来るのかなという懸念がございます。

ただ、私も警察にも何回か行ってまいりましたが、その状態の中で正式な横断歩道ができないのであれば、今、芦刈～江北線にカラーゾーンを書いていますよね、御存じですかね、何回か。オレンジ色みたいな。ここは歩行者も通りますよというような危険箇所を知らせる部分があるんですよ。だから、そのカラーゾーンをつくるとか、十河さんとその前につくって、そのうんと手前には立体表示といいまして、走っていると三角にブロックが立っているように見える状態。あれで結構減速の効果は出てくるんですよ。最近通りましたら、いつの間にか、田中前町長の前のところに幅員減少、スローダウンという看板は立っております。理容室の前にはスピード落とせとかいうのが2枚、目についたんですが、通勤時にはそういう看板は見えません。走っている道路の上に何かをあらわしてあげないと、原則にはならないと思うんですよ。このことについては、正式な横断歩道ではなかったら、カラーゾーン、それから立体ゾーンは、やろうと思えば町でできます。もうこれは早速に対応していただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

建設課長が大変控え目に答弁をいたすものですから、伝わっていなかったかと思いますが、正式な横断歩道設置は無理だけれども、注意喚起のための路面表示は町のほうで今年度に対応するようにいたしたいと、建設課長が答弁をいたしておりました。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

課長、遠慮しないで、いいことはどんどん大きな声で言ってください。

本当に路面にゾーンを書いていただくということは大変ありがたいと思います。ぜひ今年度中といわず、子供たちが学校に通っている間、即、町長、若さで頑張ってくださいと思います。

以上、1と2については大体理解できましたので、次に移らせていただきます。

もう本当に女性だから、母親だからということじゃないんですが、同じことを何回も何回も言わせなくちゃいけないような執行部の態度、今後改めていただきたいと思います。私たちはパフォーマンスで言っているんじゃないんです。町民の代表として、町民の声を届けているわけですので、そのことについては、できる、できない、早速回答いただきまして、やっぱり早目の対処をしていただきたいと思います。同じことを何回も何回もここで言いたくはございませんので、申し添えておきたいと思います。

3点目、江北町内における高齢者ドライバーに関する事故は、2014年、135件中36件、26.7%、2015年、125件中43件、34.4%、2016年10月末まで23件となっています。全国的に交通事故は少し減少傾向にありますが、高齢者がかかわる事故は懸念されるために、平成25年9月、交通政策基本法に基づき出されました平成27年度白書では、まちづくりと一体となった交通ネットワーク等が交通安全上、大変重要であると指摘されました。これを充実することにより、高齢者ドライバーの免許返納、交通事故の減少を図るとされています。幸いにも、我が町が第5次江北町総合計画の中で、循環バスの充実を図ることを始章で示されて

おります。いち早く田中議員が9月議会で質問の中、優先順位をつけてやりたいと回答されたのがその後どうなっているのか、どのように話し合われたのか、そのことをお尋ねしたいと思います。まず、この1点お願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

田中議員の9月の議会における質問に対しましては、交通安全に資することは何でもやりたいのが正直なところであるが、予算も伴うことなので優先順位をつけてやりたいというふうなことで町長が答弁をいたしております。そういうことで言いますと、立哨活動などは継続的に行っておりますし、12月の補正でガードパイプの設置の実施を現在お願いしていると思います。また、各区長を通じまして、これは6月の補正でしたけれども、地区の危険箇所には注意看板の設置を、今回20カ所ほど行いました。そういうことで、順次、この対策については行っているというふうなことでございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

危険箇所を知らせる設置ということは大変ありがたいと思いますが、多分、田中議員は、高齢者事故を未然に防ぐために、例えば、タクシー券だとか循環バスのもっと充実した見直しとか、そういうことをおっしゃったと思います。そのことに対しての結論はどうだったかということをお尋ねしたいんですが。全般的なことではなくて。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

9月議会の答弁については、議事録も実は確認をいたしまして、どういうお答えをしたかなということを確認させていただきました。そのときに私が申し上げたのは、交通事故防止に資することは何でもやりたいというのが正直なところであるが、予算も伴うことなので優先順位をつけてやりたいという答弁をさせていただきました。もちろん、質問自体は自主返

納についての御質問であったかと思いますが、それも含めたところで交通事故対策というのはさまざまあるので、予算も含めたところで優先順位をつけてやりたいという趣旨であります。そういう意味でいきますと、今の時点で自主返納制度をつくっているかという、つくっておきませんので、自主返納制度そのものはまだできていないということでもあります。

ただ、だからといって、何もしていないということではありませんで、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、さまざまな活動も行っておりますし、ここでちょっとまだ御紹介できていないのが一つあるのは、この間も門前～観音下線の県道のバイパス事業化ということをお話ししまして、きちんと県や国にも御相談をしているということを申し上げました。実はそういうことの中で、ぜひ交通安全対策の観点から見た道路改良ということで、ほかにも実は県や国にお願いしていることがあります。それは何かといいますと、国道34号バイパスと207号線のちょうど東分の交差点がありますね、あそこが非常にやっぱり事故が多いということで、実は月1回の立哨活動は私もあそこに今立っているんですけども、ここを何とかハード的に対策ができないかということを考えておりました。というのが、どうしてもあそこが朝なんかは鹿島方面からの右折が渋滞するものですから、どうしても青信号の間に慌てて出て追突をしてしまうとか、それこそ9月議会で御質問あったように、その渋滞を避けて、少し早目に右に曲がって、農道であるとか、それこそ小・中学校の間の通学路に車が入ってしまうという事態があります。ですので、私はそのときは、都市間の自動車というのはやはり大きな道路で受けるべきだと、ぜひそのハードの対策をしたいという答弁をいたしましたので、いろいろ考えましたけれども、あそこがなかなか34号線の信号の時間を、やっぱりこれ以上短くできないということですので、207号線から34号線に入る、右折するための時間というのはもう限られているということなんですね。そいけん、その中でどういうことをしたらいいかということで、それこそ町内でもいろいろ議論をする中で、右折車線を2車線化してもらったらどうだろうかということなんですよ。

例えば、県内でいきますと、佐賀市の国道34号の国立病院前交差点、あの高架の下をくぐって佐賀駅の方面に行くところですね。それであるとか、一つ手前の医大のところ、あそこも高架をくぐるところの右折は実は2車線準備がされておりますし、ちょうど佐賀のゆめタウンの先の3差路の交差点も右折レーンが実は2車線あります。要は、限られた時間でなるべくたくさん効率的に右折をしてもらうためには、やっぱり右折レーンを2車線化するというのいいんじゃないかなということを我々の中でもいろいろ詮議、論議して結論を出し

まして、これについても先般、県の県土整備部長、それと佐賀国道工事事務所長のほうにも、というのは34号バイパスにもかかわるものですから、今御相談をさせていただいているところでもあります。これには県の協力、国の協力も必要でありますけれども、ぜひそうした要望活動であるとか、提案活動もして、具体的なハードの面からの交通事故対策というのもとらせていただいているということはぜひ御承知おきいただきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

我が町の全体的な交通安全について、すごい取り組みを積極的になさっていただいていることに本当に感謝申し上げたいと思います。

ただ、高齢者の事故が多い中で、それをどうするかということに対しては、私もできればこの総合計画に書いてありますように、全て交通網の充実を目指してやっていただければ、当然、高齢者の方も車に乗らなくて買い物も行けるし、ジャスコのほうでもとまるようになりましたので、かなりいい条件にはなってきましたが、この見直し自体について、例えば、列車との連携を組み合わせながらのダイヤ改正とか、まだずっと前、この壇上で総領分地区、小田地区、上小田地区、下小田地区でも循環バスを回してくれということで前町長はしていただきました。にもかかわらず、利用者、ニーズが少なかったのか、17年度くらいにはやまっていますよね。何年かだけで、平成17年以降は上小田線を8便平日運行、八丁、下小田、総領分は廃止ということでなっておりますが、高齢者は下小田、上小田全て総領分にもいるわけですので、小型バスとかの何かの方法を考えて、最初にやった我が町の交通網の充実に向けて、再度検討していただければ、おのずと高齢者は自主返納するのではないかと思います。

先ほど坂井議員の答弁の中で町長は、更新時の厳格化とおっしゃいました。それだけでは高齢者の交通事故を防ぐことはできません。私は運転しないことがマイナスとは考えておりません。危険より、バスや、それから買い物に自立して自分の足で歩いていくという、そういうことでおのずと認知症も解消されると思いますので、ぜひこの高齢者、本当に乗らなくていい高齢者の方は運転よりもバスに乗ってもらい、そういう我が町の子や孫に誇れる江北町づくりのほうに努力していただきたいと思います。再度町長に答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

地域交通については、私もこれまでの仕事の経験の中で、大分長く携わったこともありまして、我が町の地域交通のあり方というのは、自分なりに問題意識といたしまして、やはり手をつけていかんといかんというふうに思っておりますが、残念ながら、今まだ手をつけ切れておりません。これは2年目以降の私の自分の中のテーマだとは実は思っております。

そういう中で、先ほど自分で運転するよりも、やはり交通機関を活用できるようなまちづくりをとというような御趣旨だったかと思えますけれども、基本的にはその考え方そのものには私は賛成であります。ただ、それが従来のような路線バスという形がいいのかどうかということなんですよね。一定距離以下しか運転しない方は、車を持つよりは、実はタクシーを利用したほうが得だというデータもあるそうです。保険であるとか、ガソリン代であるとか、いろんなことを考えればですね。そういうこともありますし、きのうも少し買い物対策という意味でいけば、セブンイレブンなんかは500円以上であれば、どこまででも、町内であれば配達をしてくれるというような、そういう今いろんな情報というのかな、そういうのもあると思うので、そういうのもきちんと町民の皆さんには御紹介ができればというふうに思っておりますし、できればそういう自分の足で歩いて、交通機関を利用して暮らしていただけるような町というのは、目標としては持っておりますけれども、手段についてはまた検討、いろいろ手段を考えたいというふうに思いますし、先ほど御紹介したように、今回、佐賀大学の堀川教授のほうから御提案をいただいておりますし、佐賀大学との連携事業の中で、まさに高齢者の交通事故対策であるとか、認知症対策であるとか、こうしたものもぜひ一緒に共同でやりたいということでお声かけをいただいておりますので、ぜひそういう検証結果も反映をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、本当に命の大切さをお互いに考え合うようなまちづくりになればいいと思いま

す。町長の前向きな姿勢にこれから大いに期待して、次の質問に移らせていただきます。議長よろしいでしょうか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、2点目のなぜ届かぬ弱者の声です。

県が実施している設置補助事業最終年度3年目、申請受付期間がこの28年1月29日に間に合うよう、トイレ洋式化補助活用で優しいまちづくりをと昨年9月議会においてお願いしましたが、その後の検討について、1つ、この件について課内で何回会議をされたのか、2つ目、質問後に設置された場所と台数、3つ目、B&Gのトイレ改修はなぜできなかったのか、それぞれ項目に分けて詳しく御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ただいま御質問いただきました件は、平成27年の9月に三苦議員の御質問があったかというふうにもお聞きをしております。その中では、一つには、議会を含めた庁舎のトイレの洋式化、それと、老人福祉センターのトイレの洋式化、それと、B&Gの体育館のトイレの洋式化、それと同じく役場庁舎でありますけれども、公民館のトイレの洋式化、それと小学校の校舎のトイレの洋式化ということで全部5項目といたしまししょうか、5カ所といたしまししょうか、御質問をいただいたということでもあります。何せ就任前でありまして、今回答弁に当たりましては、それぞれの課で前回の御質問以降、どういう対応をしたのかというのを各課でまとめておりますので、順次御報告をさせていただきたいと思っております。

○西原好文議長

田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

なぜ届かぬ弱者の声、会議の回数ということでございます。

この回数ということではなくて、検討した時期ということであれば、予算作成時の平成27年12月、財政協議の平成28年の1月、それと同じく6月の補正時、平成28年5月、3回とい

うふうなことになります。まず、平成27年10月につきましては、費用が大体幾らかかるのかというふうなことを積算してみました。2回と3回、4便所の改修をした場合には約260万円かかるというふうなことで出しております。

28年1月の財政係との予算協議のときに話をを行いまして、平成28年度につきましては、骨格予算ということですので、当初予算では計上しないというふうなことになりました。

平成28年6月の補正予算作成時に、5月に協議を行っております。このときにはちょうど4月に熊本地震が起きました。宇土市役所、八代の市役所等、庁舎の機能が完全な機能を果たしていないというふうなところもありまして、当町におきましても建築から30年経過をしております。そういうことを踏まえまして、庁舎のあり方などを含めて総合的に庁舎整備と合わせて検討するというので、6月の補正では庁舎のトイレの洋式化ということには補正を計上していないというふうなことでございます。

それともう一つ、県の補助につきましては、1施設当たり2カ所というふうなことになっておりまして、平成26年度に庁舎は1階のほうで2つの洋式便所、簡易の洋式トイレを設置しておりますので、この事業では設置をできないというふうなことになっておりましたので、現在のようになっております。

以上でございます。

○西原好文議長

山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

おはようございます。それでは、三苦議員のほうから質問を受けております、なぜ届かぬ弱者の声ということで、27年の9月議会で一般質問のときに答弁をした内容については、老人福祉センター2階の洋式便器が少ないとのことなので、社協へ確認したところ、確かに少ないとの声もあったので、今後、県の補助金の活用も含めて、和式から洋式への改修を検討していきたいという答弁をしております。

それで、現在、老人福祉センターについては、1階に男性のほうで洋式が2、女性のほうで洋式が3、障害者用が1つということでもあります。それと、2階については、洋式トイレが1と和式トイレが3ということですので、それと小便器が3つあります。それで、前回質問を受けたとき、その2階の和式のトイレ3つを洋式化というようなことで質問を受けて、課内でも検討をして、そして、現地で社協の局長と杉山さんとも一緒に現地を見て、一応、

業者も後でまた来ていただいて見積もりを徴取したところであります。

それで、一応、見積もりを徴取したところ、ドアの改修も合わせて便器を洋式にかえた場合、全体で180万円ぐらいの経費がかかるというようなことで、ちょっともう一度上のほうとも協議をしたんですけど、ちょっと福祉センター2階の利用状況については、週2回ぐらいで、多いときで4回ぐらいというふうなことで、利用頻度等も考えてちょっと今回は見送ろうというようなことで見送ることにいたしました。

それで、ちょっとまだ今回こういった質問を受けて、その後また社協のほうともちょっと協議をしていこうかなということで一応考えておりますけれども、まだはっきりと、する、しないについては財政的なこともありますので、ちょっとその辺はまた後で検討して御報告したいというふうに思います。

○西原好文議長

平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

それでは、私のほうからは公民館、それから小学校、それとB&G体育館、ここのトイレ改修に係る分について説明をさせていただきたいと思います。

まず、公民館でございます。

公民館のトイレの洋式化については、現在、トイレは各階に男女のトイレが各1カ所ずつ設置をされております。男子トイレについては、各階に小便器3台、それと大便器が1台ということで設置をしております。男性用トイレについては、この大便器が各階1台ずつあるわけですが、全て和式トイレとなっておるという状況です。女性用トイレにつきましては、各階に2台ずつ設置をされております。そのうち1台は洋式トイレということで、女性用トイレについては問題はないのかなと思われましても、男性用トイレについては、女性用トイレが隣接している関係上、スペースとの関係でちょっと洋式化がなかなか難しいというようなことで、これまで3回程度課内で協議を行いましたけれども、予算の関係を含めて、適当な改修の補助金等もなく、ちょっと現状のままとなっておるというような状況でございます。今後は衛生面からも単独事業での整備も含めて、検討できればなということで考えておるところでございます。

それと、江北小学校につきましては、小学校のトイレは議員が質問された平成27年9月議会のときには、小学校の洋式トイレの数についてはちょっとわかりませんというような答弁

をしていたかと思います。現在、小学校の小便器を除くトイレ数としましては、73台、便器が設置されておりますが、そのうち洋式トイレ男性用に12台、女性用に18台、男女兼用が1台あるということで、31台が設置されております。したがって、各トイレの設置箇所に男女とも1カ所ずつは洋式トイレが設置されているということから、現状で特に問題はないのかなというふうに考えておるところでございます。

あと、最後にB&G体育館でございます。まず、この件について何回協議をされたかということでございますが、課内で現地視察を行って、3回協議を行ったところでございます。洋式トイレを設置した台数とはいうことですが、設置はいたしておりません。なぜ改修できなかったかという理由でございますが、議員御承知のとおり、この県の身近なユニバーサルデザイン推進事業補助金というのが平成25年度から27年度までということで実施されておりますが、県の採択枠や予算との関係で整備ができていないという現状でございます。できるだけ町の経費を少なくしたいということで、補助事業の利用で整備を図りたいということで考えてきたわけでございますが、その後、体育館の改修については、B&Gの財団の施設改修の補助金があるということがわかりましたけれども、海洋センターの改修の規模、または改修時期について、最終的な答えが出ておりませんでしたので、補助金の申請は行ってないという状況でございます。

B&Gにつきましても、先日、この一般質問の通告後に三苦議員のほうより、B&G体育館のトイレの洋式化の一般質問に当たっての真意というのを伺いました。本当に高齢者の方には困っておられるなというようなことで、ちょっと実感したところでございます。早急に対応が必要だなということを改めて感じたところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

それぞれに御説明していただきました。小学校の洋式トイレは、前回教育長さんからのお答えだったと思いますが、やっぱり数は足りていないというのが本当なのかなって、ここの児童数に対してはかなり少ないと思います。

今、住宅改良でほとんどの家が洋式なんですよね、我が家はまだ古くて和式なんです。そんな中で子供たちは、和式に座れない子もいるんですよ。だから、そういう意味では教育

長しっかりと点検しながら前に進めていただければと思います。

そして、庁舎の件は了解ですが、前、足の悪い方が、町政を知りたいからということで傍聴にお越しいただいております。トイレがどうしても和式なものですから、足の不自由な方だったので、それからは、そのトイレだけの理由で傍聴には来ていただけなくなりました。そんな中で、できるところから何とかできないものかと。数を多くしなさい、全部改造しなさいって私決して言っていません。やっぱり財源あつての事業でございますので、その中でできるところから1つでも改善して、足の悪い人ばかりがどこにもいるわけじゃないので、できるところから手をつけていただきたいなと思っているところです。だから、早急にその1カ所だけは何とかしていただきたいなと思います。3階から下において洋式のあるのを探してまでというような、高齢者はそこまでの体力がついてきません。だから、高齢者のためにも、ぜひ1カ所だけは洋式に改良をしていただきたいと思います。

そして、B&Gなんですけど、やっぱりみんな我々になると、もう足が痛かったりし、腰が痛かったりで、なかなか和式のほうには使用しづらいところが出てくるんですね。そしたら、恥ずかしいことですが、やっぱりそこらあたりを汚してしまうような状態の中で、私たちはやっぱりプライド的に嫌だなということは、皆さん使用をする人の同じ思いであると思います。そんな中で、なぜ自分たちは足が悪くても、少し不自由でも健康寿命を延ばそうと思って自分たちで小さいサークルとか、いろんな体操関係のところに出入りしていらっしゃるのがB&Gで教室をなさっている方たちなんです。

健康であっても足が悪かったりで不自由を来している、その人たちのためになぜ、この間は老朽化しているので、補助を申請してみるけど、それがいい場合はせめてトイレだけでも改修しますという田中町長の答弁だったと思いますが、そのことについて課長はどのように——いらっしゃらない田中町長のために、そのときの話し合いではどうだったのか、再度伺います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

三苦議員の再質問に対してお答えをいたしたいと思います。

実は、田中町長が答弁をされた後、ちょっと私が8月からこども教育課のほうに参ったものですから、逃げるわけではございませんが、ちょっとそこら辺のいきさつが把握できてい

ない状況でございます。先ほども説明しましたとおり、議員の真意というのをこの前お伺いいたしまして、本当に早急な対応が必要だなということを改めて感じたところでございますので、田中町長とのいきさつというのはちょっと説明できない状況であります。

○西原好文議長

次に補足説明を町長がするそうです。（発言する者あり）相島町民課長、答弁できますか。
答弁求めます。相島町民課長。

○町民課長（相島千代治）

ただいまの質問ですけど、前回の議会の後の田中町長との協議ですけど、ちょっと私もなかなか記憶があれですけど、かなりの年数がたっておりますので、補助事業等を導入して整備ということでちょっと検討ということで聞いておりました、その後のことは私はちょっとわかりかねます。失礼します。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これまでの経過はどうだったかということでありまして、今回御質問をいただきまして、現在担当しておる課長にこの間の検証もしてもらいました。その結果は先ほど各課長が申し上げたとおりでありまして、一言で言えば予算の関係で、それとスペースの関係で結果的にはどこもやっていませんということだと思います。

先ほど前回の田中町長の質問の後の検討状況はということではありますが、ここはぜひ前を向いて、これからどうやっていくかということを議論させていただければなというふうに思っております、私は予算の関係でとか、スペースの関係でというのは、私の耳には気持ちの関係で、それと知恵の関係でやっていませんと、アイデアの関係で。そういうふうに聞こえるときがあります。だから、本気でやるかどうかということによって予算も確保の方法があるし、先ほどの給食費の無料化じゃないですけどね。それとやっぱりスペースの問題というのも、これはやっぱりアイデアで解決できるのかなということを思うんですよね。

例えば、最近デパートに行くと、階ごとに男女のトイレがないところがあります。どちらかしかない、交互にあるというところがあるんですね。これは何でかなと思うと、恐らく昔のデパートのときは、それぞれ男女あったのに、今はバリアフリー化をしたり洋式化をしたりして、一つの便所がスペースが大きく要るものだから、だから、階ごとに全部男性にし

て、次の階は女性にすることで多分バリアフリー化をしたり洋式化をしたりした結果なんじゃないかなというふうに思うわけですよ。それをうまいところ、例えば、婦人服売り場のところは女性にして、男性服売り場のところは男性にしてと。だから、そういうふうに同じ階で男女あるのを前提に、しかもスペースが限られているのに広くするというのは、これは物理的に無理なわけですから、今言ったようなアイデアも使いながら、やっぱりやっていいんじゃないかなというふうに思います。ですので、その予算とスペースの関係ではなくて、やっぱり気持ちとアイデアで解決をすることじゃないかなと思います。

その上で私も一人のユーザーとしていいますと、私もどっちかという、洋式派なものですから、洋式便所が詰まっていて和式があいていても、どちらかという、洋式があくのを待つぐらいのことであります。そういう中で、3月から役場にお世話になるようになって、実はこの洋式便所がない。ないわけじゃないんですけど、1階にあるんですけど。というのは非常に驚きましたし、私も個人的にも実は不便だなということを思います。これは私だけじゃなくて、例えば、庁舎の2階でいきますと、大雨のときには実は自主避難所になって、その和室には避難をされている方がおられるんですけど、役場で今それこそ女子便所は公民館のほうには今はあります。ただ、それ以外はもう1階のほうにおりていかんばいかんということなんですよ。ですから、やはりそういうふううちの庁舎そのものも今日的な見直しをする中で、やっぱり洋式化というのは考えていかんといかんし、ほかの施設についてもやっぱりしかりだと思います。私としてはぜひその順次、それこそ優先順位をつけて、町内の公共施設の洋式化というのは行っていきたいと思ひますし、1年に少なくとも1カ所はどこかのトイレが洋式化できるというぐらいのスピード感ではぜひやりたいなというふうに思っております。

つい先日もうちの職員を実はB&G財団に派遣をいたしまして、施設改修についてもヒアリングをさせてきていただきました。こういうふうに、例えば、B&Gについても果たしてやるならどのくらいかかるのかということについても、やっぱり具体的に行動する必要があるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ予算とスペースの関係は気持ちとアイデアで解決をしたいというふうに思っておりますし、ぜひ1年に1カ所ずつは洋式化が図られるようにしていきたいと思っておりますので、ぜひ前を向いた議論をできればというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

大変ありがたい言葉、胸にずしっとくるようなお言葉をいただきました。気持ちとアイデア。そうです。町長を中心にしっかりと気持ちとアイデア、そして、知恵を出し合って、すばらしい、誇れる我が町になればいいなということを今すごく期待しているところでございますが、町長、1年に1カ所と言わず、せめてあと2歩、1年に2カ所ぐらいを頑張っていたら、大変弱者のためになる町政ではないかと思っておりますので、よろしく願いまして、次に移らせていただきます。よろしいですか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

3点目です。灯すプロジェクトへの期待ということで、山田町長の約束の「安全、安心、快適」な町作戦の中で、灯すプロジェクトで道路の外灯、歩道整備、危険箇所の解消を打ち出していたとき、支援者とともに、待ってましたとばかりに掛け声で町内をみんなで応援に走り回ったのをきのうのように思い出して胸を熱くしているところでございます。

オーバーのようですが、私たちの年代になると、孫の安全を一番に考えて、全て地域を目配りしているところでございます。代弁者として議員1年生のときから江北は防犯灯が少ないということをずっと言い続けてきたにもかかわらず、まだまだ我が町は暗過ぎると思っ

ているからです。今回は公約のとおり、山田町長へ大きな期待を込めて、再度質問をしているところでございます。後ほど町長の思いをお尋ねいたしますが、今までの区からの申請状況と町全体を点検し、行政の目から危険箇所がここだという防犯灯の設置をした箇所はあるかないかをまずもってお答えいただきたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

防犯灯の箇所数ということでございます。防犯灯につきましては、議員おっしゃるように、

地域における犯罪を未然に防止するために各区からの申請に基づいて、予算の範囲内で毎年度設置をしております。やはり地域の特性、特徴というのは、私どもよりも区の方、区長さん方々が一番おわかりであるだろうというふうなことで、防犯灯につきましては先ほど言いましたように各区からの申請というふうなことで設置をしております。街路灯につきましては、これは交通事故を防止するためということですので、これについては町のほうで判断をいたしまして、設置をしているところでございます。

現在のところ、28年の11月末までに合計で768基の設置をしております。

ちなみに、平成28年度、今回26基設置をいたしました。申請は58件あっております。そのうち26件が設置ということですが、その未設置のところにつきましては、1つの区から24個出ております。もう一つが、1つの区から7個。ですから、32個のうち実際出ているのは3区から出ているというふうなことで、大体基本的には要望がある分については予算の範囲になりますけれども、順次設置をしていくというふうな状況でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

区からの申請ということは重々にわかった上の質問でございますが、本当に素晴らしい区長さんたちで形成されている区長会であると思っておりますが、間々、その区にいても気づかない、例えば、もう女性であれば、いつもここ孫危ないよねというような見方しますが、おじいちゃんになると、そこまでも気が回らないところがあると思います。先ほど山田町長がおっしゃいましたように、やっぱり気持ちで見ると見ないのでは設置場所も変わってくると思うんですよ。今、ビッキー隊が皆さん夜の間にしっかりと教育長初め回っていただいていることに大変敬意を表するところですが、私もできれば参加したいと、名簿にはあるんですが、なかなか自分の時間がとれなくて、今はサボりぎみなので申しわけないと思っておりますが、その気づいたところを行政に伝えて、そして、それから区長さん、周りから見たらこうなんですがいかがでしょうかねという逆探知でもやろうと思えばできると思います。そのことで、ぜひ気づかないでいらっしゃる区長さんへは、周りからこうなんですがいかがでしょうかという、その問い合わせは行政としてしっかり守っていただければと思っております。

今、相当な街路灯もできているようでございますので、これどうでしょうかね、環境省の

街灯取りかえ促進、LED照明を導入する際の補助活用はどのくらい町としてされているのか伺います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

現在、取りかえにつきましては、白熱球からLEDへの取りかえというふうなことで実施をしております。今年度につきましては、4カ所実施をしたわけですけれども、私その事業についてちょっと承知をしておりませんので、実際その補助事業を使つての取り組みというのは行っておりません。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

このLEDを発光ダイオードというんですかね、私も前回の質問のときに勉強させていただきましたが。照明は蛍光灯に比べて、消費電力が少なく、CO₂排出削減効果は大いに期待されるということで、佐賀市内なんかほとんどこのLEDに取りかえていらっしゃるんですが、電気代も安く、かつ物すごく明るいということで防犯灯、街路灯等にもこの取り組みをぜひ御検証いただければと思っております。

最後になりましたが、町長として安全なまちづくりの構想を伺うということで、山田町長と同じ思いの町民の方が、灯すプロジェクトに対しての期待は大変大きく、一日も早い明るい安全な町の実現を待っているようでございますが、我が町を身近に見て、町長としての考えをお聞かせください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

その前に、先ほどLED対応ということで、佐賀市の事例を御紹介いただきましたが、私も江北町も新設の防犯灯についてはLED対応ということでありまして、取りかえについても電気はLEDへの取りかえを行っているというのは御承知おきをいただきたいと思います。

す。その上でぜひ先ほど御紹介いただいたような補助金等があれば、それは町の財政負担の軽減ということでも活用させていただきたいと思いますので、ぜひまた後で御紹介をいただければというふうに思います。

そして、大きくいけば防犯灯と街路灯と2つありますよということなんですね。防犯灯については各区から申請をいただいて設置しているということでありまして、街路灯は我々が道路管理者ということなものですから、その中で設置をしているということでありまして。

防犯灯についていえば、先ほど御指摘いただきましたように、やはりいろんな目を見て必要箇所というのは検討したほうがいいのかというふうに思います。それで、ぜひ婦人会からも御提案をいただいて、その御提案をいただいたものを逆にまた各区に一度御紹介をさせていただいて、そして、それこそ検証していただいて、改めて各区の申請として上げていただくというふうなことができると思いますので、ぜひ婦人会からの御提案も期待を申し上げるところであります。

それともう一つ、街路灯については、これまで道路そのものの整備というのは進めておりますし、必要な街路灯というのも設置をされてきたとは思いますが。ただ、やはり御指摘のとおり、これだけ、特に佐留志区なんかは新しい道路ができて住宅も張りつく。そういう中で見たときに、本当に今の街路灯の数でいいのかということもありますので、これにも国のほうでも恐らく補助などがあるのではないかとということも思いますので、ぜひそういうのも活用しながら、整備については努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

前向きな町長の答弁に安心いたしました。本当にこの冬時間になると、中学生、高校生たちが自転車で通っているときのあの暗さを、よくぞ事故が起きないなということがございました。去年、すぐ近くのところでは高校生の女性が少し危険な目に遭ったこともございますので、ぜひ我々ができること、子供たちを守れることはしっかりと守っていければと思っておりますので、どうぞ先ほど町長からの御提言がありましたように、交通安全母の会としても、しっかりと防犯灯に対して町内をくまなく回ってみたいと思います。その提案書を差し上げますので、どうぞ総務課長、区長会でそれをお示しいただきまして、みんなで住める、みんな

なで安心して安全な我が江北町に向かって随時お互いに努力することを約束し合いたいと思います。大きな期待を山田町長にいたしまして、全て質問を終わらせていただきます。

以上です。

○西原好文議長

6番三苦君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

しばらく休憩いたします。再開10時55分。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

では、逐次議案の審議に入ります。

日程第2 議案第54号

○西原好文議長

日程第2．議案第54号 江北町農業委員会の委員の定数条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第54号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第55号

○西原好文議長

日程第3．議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

これについては詳しい説明を受けました。そこで、私がちょっと懸念するところでお聞きしたいんですけども、町長の条例に対する説明のほうがわかりやすいから、そこでちょっとお聞きしますけど、2点目のことですけども、個人住民税の医療費控除の特例と。これは、説明では、一般のドラッグストアで処方箋なしで薬を買った場合、それが医療費控除の対象になるという特例だというふうに聞きましたけれども、それは間違いないですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。相島町民課長。

○町民課長（相島千代治）

前回、開会後の全員協議会の中で説明をいたしましたとおり、今回、一般用医薬品、ドラッグストアで販売されている風邪薬とか、そういうのが対象ということですね。これをスイッチOTCということで、医薬品ということによっております。それで言いますと、スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のことを言っております。一般にドラッグストア等で販売されている風邪薬とか、そういうのを指します。

以上です。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

そこで、この金額は年間1万2千円を超える分ということでしたね。そこで、ちょっと危惧をするということで私が言ったのは、これまで医師の処方箋があって薬を服用するというのが医療としてずっと進められてきたと思います。今回こういう措置がされた場合、医師の処方箋はなくても買えると。かえって、いわゆる筋違いの薬を使ったりして病気が重症化しないだろうかという懸念があるんですけども、このあたりは福祉課長、どうでしょうか。

それと、処方箋なくても、いわゆるドラッグストアで薬を買った場合、控除対象にした、そのそもその理由というのは、わかれば教えてほしいと思いますけど。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、土淵議員の質問ですけど、今度の税法改正の中で、スイッチOTC医薬品とい

うことで、医療用から転用された医薬品については医療費控除の対象になるというようなことで法改正がなっていたと思います。

それで、今言われた医師の処方箋なくして医薬品が買えるので、それが何か体に悪影響になっていくのではないかというふうな御指摘だと思いますけど、あくまでも病院で診療を受けた場合は医師の処方箋がありますけど、この医療用から転用された医薬品というのは、先ほど町民課長が答弁をしましたが、類似の医薬品で、風邪薬とか、そういった処方箋をしなくてもドラッグストア等で買えるような薬品ということですので、そういった処方箋と患者の方にやってはいけないのは、多分、ドラッグストアでは販売はされないというふうに思っております。

以上です。

○西原好文議長

相島町民課長。

○町民課長（相島千代治）

今回の法改正は、適正な健康管理をもとに健康の保持増進、それと疾病の予防ということで取り組みをされております。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

短時間でちょっと終わろうと思っていましたけど、やっぱり懸念があるということですよ。医師の処方箋抜きに、これ、やられるということで、そこはやっぱり懸念として捉えておく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、そのあたりは町長、どういうふうに理解されますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これはあくまでも、今回、地方税法の改正に伴う措置ということで必要な条例改正をさせていただいているわけですが、その上であえて言いますと、OTCというのは、オーバー・ザ・カウンターという字の略だそうですね。要はカウンター越し、薬局なんかでは向こう側に薬剤師の方がおられて、ちょっと風邪引いたばってんで、それで症状だけ少し聞いて薬を

もらうわけですね。要は医師の処方がなくという意味のOTCというのは、オーバー・ザ・カウンターという意味だそうです。そういう意味でいきますと、もちろん薬そのものについても、先ほど処方なしで買えるということが逆に認証もされているわけですし、薬局に行って症状を言って、どの風邪薬がということで、当然、薬剤師からの指導というんですかね、そういうものは受けられるわけですから、一定そういうこれまでの治験によってそうしたことが実証できたものが利用されるということであるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

今、ドラッグストアから買った医療費等が今度からなったということじゃなくて、医療費は、ドラッグストアとかから買っていた風邪薬等も今までもなっていました。それは医療費控除として所得の5%を超えた分を、要するに200万円やったら掛ける5%やったら10万円になりますね、10万円以上の分については引きますよとなっていたのが、店とかなんとかで買うと、4万円も5万円も買った中で何も該当しないというようなことになりますので、その分については1万2千円を引いたその分が控除ができるというふうに、病院に行かなくて店とかなんとかで買った医薬品についても医療費の控除として範囲が広がったという意味です。ですから、今までのドラッグストアとかいろんな風邪薬が医療の控除から引けていなかったということではないんですよね。今までも引けていました。範囲的には医療品が広がったかもしれませんが、考え方はそういうふうに、病院に行かなくて店から買った医薬品を、今まで10万円やっただのが1万2千円以上については引いていいですよというふうな、2通りの選択ができたということでもあります。

以上です。

○西原好文議長

8番土渕君。

○土渕茂勝議員

わかりました。私は今まで、いわゆる医師の処方箋がない薬の控除はなかったのじゃないかという理解で今質問しました。今の話では、金額は10万円以上の場合はこれまではあったと、これを金額を下げたということ、そういう理解でいいんですかね。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

医療費の分は医療費、そして、店から買った分について分けて管理をしていただいて、どちらが有利かということを選択ができるということですので、その分、選択できる部分が有利になったということでございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

わざわざというんですかね、病院にかかってまでしなくても、自分で購入した医薬品だけでも一定の額以上あれば税の控除が受けられるということでもあります。今回は大分、実は議案の参考資料であるとか、予算の事業の説明書も充実をさせていただいております。その中で、今回参考資料ということにつけさせていただいております、その中にも書いておりますが、今回の税制改正そのものは、まさにセルフ・メディケーション、自分で服薬をして自己管理をしていただいて、薬だけで済ませておられる方についても、それほど医療費としては高額にならないけれども、医療費控除をしましょうということでもあります。まさに、自助、共助、公助でいくと、自助の世界かなというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

今まではされていなかったということでしょう。副町長は何か今までもされていたような話だったので、私、ちょっと誤解したんですけれども、されていなかったものをするということですよ。今言われたように、自己コントロールということですよ、町長の答弁はね。私はそれは非常に医療活動としてはちょっと危惧するなということを一言言いたいと思います。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

数値的なことで非常にわかりづらいと思うんですけども、先ほど医療費については10万円以上の部分が控除をされるということではございましたけれども、仮に11万円医療費があったとしますね。そしたら、今までは1万円しか医療費の控除はできないんですよ。ところが、店から買ったのがそのうちに3万円やっとならば、3万円から1万2千円引いた1万8千円が引けますよということですので、両方ですね、病院でしたのと、普通一般のところを買ったあれと比べたときに、どっちが得なのかですね。要するに、さっき言いましたように、11万円の医療費、要するに、病院の処方箋と店から買った3万円を足して11万円になった場合は、普通ならば、今までは1万円しか引けなかったんですよ。だけれども、そのうちに店から買った分が3万円やっとならば、1万円引いた1万8千円が引けるということですので、病院の分はもうなくて、そっち分だけでできますよ。そしたら、1万円引くよりも8千円余計引けるということですので、そっちのほうが得だということで、そっちは選択をしたほうが得ですよ。ですから、管理をするときにも、そのような管理の仕方で分けとかなばいかんですよということを言っているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

山田町長、補足。

○町長（山田恭輔）

一番簡単に言ってしまうと、病院代込みで10万円以上なからばいかんやっとならば税の控除が、薬代だけで1万2千円以上あれば税の控除が受けられるようになりますよ、そのどっかを選んでいただいて結構ですと、そういうふうには、税の控除の選択の幅が広がったと。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第55号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第56号

○西原好文議長

日程第4．議案第56号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第56号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第57号

○西原好文議長

日程第5．議案第57号 江北町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

これも説明は受けていたんですけれども、1つだけ質問させていただきます。

9月議会のときに近隣の市町村の状況を得ながらという、たしか答弁を聞いたと思いますので、近隣の市町村の状況をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長(山中晴巳)

池田議員の御質問ですけど、江北町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についての質問ですけど、この子どもの医療費の助成については、県内の20市町全てが来年の4月から実施ということで、12月議会にかけているのは19市町で、唐津市が9月議会で提案をされているということで県のほうから報告を受けております。

以上です。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

現物支給ということでちょっとお聞きします。

これは来年の4月1日からの実施ということですがけれども、私がちょっと疑問に思っているのは、現物支給というけれども、一部負担がありますよね。通院では500円、これは2回までと。入院が1千円やったですかね。これは、現物支給って、私、完全無料化というふうに理解をしていたわけですがけれども、例えば、今、江北町は無料化で一部負担はないというふうに思いますけれども、これ、現物支給にしたら何で負担が出てくるのか、そこの理由がよくわからないんですけれども、それ、理由があるんでしょうかね、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

そしたら、土渕議員の質問ですけど、今現在は、子どもの医療費、小・中学生については償還払いということで、病院で一応3割負担をしていただいて、領収書を持ってきていただいて、月ごとにまとめて持ってこられて全額戻すということですので、申請をされた方については完全無料化という形になっております。

4月からは現物給付化ということになりますので、全て小・中学生の子供さんが病院にかかった場合は、その一部負担、例えば先ほど言いましたけど、通院の場合は1回500円、2回まで500円取りますので、最大で1千円一部負担をもらうような形になります。このことについては、一応、今まで償還払いで窓口申請をされていた方については、ちょっと負担増というような形になるわけですけど、現物給付化することによって、全ての小・中学生の医療費について平等に控除が受けられるということと、それと、この現物給付化については、今まで償還払いであったわけですけど、償還払いで一部負担の3割分を負担することができなくて、もう重症化して病院に行くというようなことで、子供の貧困対策もあわせて今回の現物給付化はなったと思います。

なぜ一部負担を取るのかということですが、今までは、ただやったとが多くなるわけですが、この現物給付化によって費用も、約300万円ほど町の負担もふえる形となります。そういったことも考えて、子供たち全員が平等に助成を受けられるという制度に変わったということで、最低でも月1千円の負担はお願いできないかということで考えております。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

制度そのものに私は別に反対しているわけじゃなくて、何で500円、1千円というふうな、これは県が就学前までやったときもそうでしたよね。これは何でかなと思って、そこまですればいいのになと思ってのあれなんですけど、これは、ひょっとすると、こういうふうに自治体が無料化した場合に、国がペナルティーをかけているんじゃないかなというふうに思っているんですけど、そういうことじゃないんですか。国が自治体に対して一定のペナルティーをかけるというのが、いわゆる国保の医療費無料化した場合、国庫負担減額というような形でやっておりますけれども、それとは関係ないんですか。先ほど実務的な経費というふうに言われましたけれども、それはちょっと私は納得いかないし、完全無料化は今までしていたわけで、できるんじゃないかということでちょっとお聞きしていますけれども。そういう国の歯どめがあるからそうなるのかどうか、そのあたりどうですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

土淵議員の質問ですが、子どもの医療費の今度の現物給付化による国保ペナルティーの関係ですが、国保ペナルティーと関係なく、これは県下統一で現物給付化をするということで決まりましたので、江北町もよその市町に倣って現物給付化する方向になりました。

それと、一部負担金を取るのは、今、就学前の子供については、今度うちのほうを考えています通院の場合は1回500円、月2回まで1千円と、それと入院の場合は1千円というふうになっておりますので、そちらのほうとあわせてですね、ですから、子供さんが生まれてから中学校を卒業するまでは同じ制度になるということで御理解願いたいと思います。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

理解できないということだけ一言ですね。もう無料にしていんじゃないかということを一言言って終わります。

○西原好文議長

ほかに質疑の方はございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第57号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第58号

○西原好文議長

日程第6. 議案第58号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。3番田中君。

○田中宏之議員

多分これは総務常任委員会に付託になると思いますので、ここで質問をしたいと思います。

まず、ここ、老人福祉センター別館の無償貸し付けと聞いておりますけど、これは多分、前は就業改善センターとっていて、老人福祉センターが手狭ということで改修をして、老人福祉センター別館ということで福祉協議会が管理をしていると思いますけど、こういうふうに、待機児童の解消のための小規模保育園事業を開催するための案件だと思いますけど、今までこれ使用していたところに支障はないか、まずそこを1点。

それから、小規模保育事業を来年4月からするということでございますけど、どういうふうな内容、わかっていれば、どれぐらいの規模、何人ぐらいの規模、それとあと保育士はどのぐらいに手当てをする気か、その辺わかっていれば答弁お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

ただいまの田中議員の御質問にお答えをいたします。

施設開所に当たって支障はないかという御質問でございますが、そこにつきましては、社会福祉協議会が、今現在ここは「ちょうちょ」という自主事業で使っている場所になります。したがって、社会福祉協議会とそこら辺はちゃんと話をいたしまして、支障はないということで確認を得ております。

それと、どれぐらいの規模になるかという内容でございますが、一応、今のところ上限19人を——19人以下でないと逆に小規模保育所という体が成り立ちませんので、一応、最高受け入れでも19名ということで考えております。

あと、保母さんにつきましては、議員御承知だと思いますけれども、社会福祉協議会のほうで募集をかけていただいております。それで、聞くところによりますと、7名の保育士の方が応募されたということで、体制についても問題なく運営ができるという確信は得ております。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

2点ほど質問したいと思います。

待機児童解消、なかなか山田町政、早速取り組んでおられるというのはよくわかります。議案そのものについては私はいいいことだと思うんですけど、ただ、あり方についてちょっと疑問がありましたので、質問させていただきます。

資料の中で25ページ、議案第58号関係という形で資料が載っています。この中で、無償貸し付けする箇所をここで明示してありますけど、部屋を借りるということですけど、この部屋を借りるには、通路も借りないと、入り口を借りないとこの部屋は使えないんじゃないかなと思うんですけどですね。この借りる面積が、玄関、通路、ホール、この部屋に行くのも入れた面積を計上しないとおかしいのではないかなと思ったのが1点です。まず、これを答弁願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

ただいまの井上議員の御質問でございます。

実は、ちょうど資料の25ページをごらんいただきたいと思いますが、この2、トイレ2.5平米ということで表示をしておりますが、これは右側のトイレのことを説明しておるわけでございますけれども、実はここは会議室になっておりまして、そこでは平日、将棋とか書道とか、いろんな教室があつていふということで、この会議室を利用される方も当然トイレは利用されるということになります。ここ全体は老人福祉センターが指定管理で今現在使用されているということになりますので、ここを貸し付けという形にしますと、会議室利用者が通りが使えないというふうな状況になるものですから、一応、共有スペースということで、貸し付けのほうからは貸し付け面積には含めておりませんが、指定管理で社会福祉協議会のほうで使っていらっしゃるといふことですので、占有ができないということからちょっと外しておるところでございます。

○西原好文議長

井上議員よろしいですか。4番井上君。

○井上敏文議員

そう大した問題じゃないんですが、ただ、管理区分を明確化しておく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。やはり使うところは借りるといふふうにしたほうがすっきりするんじゃないかなと思うんですよ。この部屋を借りるのに入り口は別ですよといふのはおかしいんじゃないですかといふことを言っているわけです。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど、こども教育課長が申しあげましたけれども、これは考え方かなと思うんですよね。あくまでも排他利用——独占的な利用をさせるところについては貸し付けをすることですけれども、先ほどのトイレを含めて廊下、入り口とか、そういう共用部分については当然、貸主も使いますから、そこまでは貸し付けという形にはしないという考え方で整理をしているということでございます。

○西原好文議長

4番井上君。

○井上敏文議員

考え方もいろいろあるかと思いますが。一般的に考えて、部屋を借りたときには、共有部分も借りるわけですね、借りないと入れないですよ、普通、家を借りるにしても。というふうに私は思ったんです。だから、これを、二重になると思うんですけど、共有して使うということであれば、ここも借りますよというふうにしたほうがわかりやすいんじゃないかなと思って私は質問したわけです。そうじゃないということですかね。まあ、いいです。これは聞いても、もうそうじゃないという見解であれば。（発言する者あり）使うのであればですよ。これ、議論していると大した問題じゃないのに、もう何時間でもかけるのはどうかと思います。

それともう一点、契約の相手方が社協と、こうなっております。社協で今、こども教育課長のほうからも答弁ありましたけど、「ちょうちょ」も社協に委託をしておるわけですね。私も詳しくは知らないんですけど、これを社協に指定管理として福祉センターは委託をしておるわけですね。その指定管理の中で「ちょうちょ」も運営されている。この小規模事業保育も指定管理の中に入れて運営はできなかったのかどうか、そこを「ちょうちょ」の運営と今回の運営、どう違うかを教えていただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

今、社協のほうで一時預かり事業で行っている「ちょうちょ」の分は、社協が事業として行っているものであって、町が委託をして事業を行ってもらっているものではありません。ですので、さっきも質問出しましたが、社協が事業として行いますので、あそこからまた別の、今までしていたところにまた移るわけですね。その件についても、社協のほうで自分のところの事業としていますので、今回の小規模保育の分とは切り離して考えていただきたいというふうに思います。

○西原好文議長

平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

ただいまの井上議員の御質問でございます。

町長の運営に関しては、先ほど福祉課長が説明したとおりでございますが、いわゆる社会福祉協議会の自分たちの事業、自主事業ということで実施をされております。ですから、

「ちょうちょ」の運営に関しては、ちょっと町とは何ら関係がないというふうな形になります。

それと、指定管理のままで小規模保育所を開設できないかというような話でございますが、指定管理のままで社会福祉協議会で小規模保育所の開設ということになりますと、一応、公設民営型ということになります。あくまでも町が小規模保育所の設置者となりまして、社会福祉協議会は運営者ということになります。例えば、不慮の事故等が発生した場合には、設置者としての責任問題も発生してくるんじゃないかというふうに考えております。

それで、今回、不動産対応型としまして社協にお願いして小規模保育所を開設することになりますと、民設民営型という形になりまして、設置者も、その運営者も、江北町社会福祉協議会ということになります。したがって、全て社会福祉協議会の責任において小規模保育所事業へ取り組んでもらうということになりまして、より質の高い保育事業の取り組みができるのではないかと期待をしておるところでございます。社協の自助努力を促進させるという意味からも、指定管理ではなくて不動産対応型ということの小規模保育所事業としたところがございます。

○西原好文議長

井上議員よろしいですか。4番井上君。

○井上敏文議員

大体わかりました。これが社協に福祉センターを指定管理しているのは、会長は山田町長ですね。今回、公設民営化ということで、新たに社協、代表として山田会長と契約される、何か同じような気もするわけですね。同じような気もするものですから、そういうふうにより一体としてはできないと。ただ、事業の運営の仕方が違うというのはわかりました。

○西原好文議長

補足説明を町長から。山田町長。

○町長（山田恭輔）

我が役場の英知を結集して今回検討した結果が、実は民設民営ということでもあります。何かというと、実は、国、県から補助があるんですよ。これを実は指定管理という公設でやってしまうと、国、県は自治体があると補助をくれないんですよ。ところが、民間がやると補助をくれるということもあったりしまして、何かこう、見た目は余り変わらないようですけども、やはり指定管理で公設指定管理型よりは民設民営型のほうが、そういう意味

では経営的にも実は有利であるというような判断もあるということでございます。

以上でございます。（「了解しました。苦肉の策というふうなことでいろいろ検討された結果ということを知りました。十分理解できました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第59号

○西原好文議長

日程第7．議案第59号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

事項別明細書の15ページ、健康ポイント事業についてちょっと聞きたいと思います。

内容に関しては、説明の11ページに書かれていますけれども、今回の補正は、周知準備と告知、リーフレット、ポスター、ポイントカードの作成ということで書かれていますけれども、この中で、まず、臨時職員さんは、これはいつまで臨時職員さんでされるのか。来年の4月からの事業と思いますけれども、その職員さんの期間の件、それともう一つ、カードですけれども、カードはどのようなカードを使われるのか、本体の機能する、機械に関するの予算はここに入っていないと思いますので、その辺の説明をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、池田議員の御質問ですけど、健康ポイントの件ですけど、まず、一応今回、町長の公約でもありました健康ポイント事業を29年度からの実施に向けての準備ということで今回補正を計上しております。

説明資料の11ページですけど、健康ポイント事業ということでもありますけど、その中で賃金のことを言われたというふうに思います。これはその準備にかかる経費として、10日間ほど臨時職員の方に来ていただいて作業をしていただく分であります。

それから、もう一点のカードの件ですね。

一応、今現在は、今回は上げておりませんが、29年度からの事業については、商品をポイントで交換をするような形にしたいというふうに考えておりますので、大体今考えているのは、クオカードを商品としていきたいというところで、まだ正式な決定ではありませんけど、クオカードでいきたいということで考えております。

以上です。

○西原好文議長

9番池田君。

○池田和幸議員

臨時職員に関しては10日と書いてありましたので、今納得しました。

カードに関しては、前回、町長からも少し言われたと思うんですけども、武雄市がやられている健康ポイントですね。クオカードと、それから図書券のパターンでされるということで、実際の機械代はこれからは必要ないということよろしいでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

カードというか、イメージは、ラジオ体操のときに持っていく出席表みたいな、あんなものを思っています。確かにデジタルでやるのもいいんですけど、実際、高齢者の方がたくさん参加していただくということを考えたり、なかなか機械そのものの経費を考えるよりは、実は結構見えるというのが大事でして、きょうはした、きょうはしなかったというような手元で自己管理してもらうためのカードでありますけど、これは逆に言うと、私はアナログ式がいいというふうに思っておりますので、特にカードの読み取り機器だとか、そうしたことについては予算としては計上いたしておりません。

○西原好文議長

山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

池田議員のさっきの質問に、私はカードの件は商品のことと思って言いましたけど、今、町長が言われたとおり、ラジオ体操のような格好のカードであります。済みませんでした。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。2番 淵上君。

○淵上正昭議員

農地災害復旧事業の事業説明書の14ページをお開きください。

1点だけちょっとお伺いしますが、補助対応と、それから単独対応、この単独対応は、町の単独対応ということよろしいでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して、谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

淵上議員の御質問にお答えいたします。

町の単独事業ということでお答えいたします。

○西原好文議長

2番 淵上君。

○淵上正昭議員

それでは、これが、事業費が49万6,800円となっておりますが、これは5万円以上、45万円未満が町単独費とするのではなかったんですか。ちょっと確認ですが。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

40万円までが単独事業ということで、本人と協議をして、既定にいけば40万円以下になるところなんですけれども、ブロック積みの高さの問題がありまして、49万6,800円で計上をさせていただいております。

○西原好文議長

2番 淵上君。

○**瀧上正昭議員**

実際は40万円以下だったのを、3分の1は個人ですよ、当然ですよ、受益者負担ですから。これは、この事業は異常な天然現象、要するに、大雨が降ってからのことだろうと思えますけれども、それはこれでいいんですかね。49万6,800円かかったものを、町の単独費で出すことは問題ないですか。

○**西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○**建設課長（谷口 学）**

この分につきましては、40万円の分の3分の1で9万円ぐらいの分が個人負担ということで——ちょっと協議をさせていただいていいでしょうか。

○**西原好文議長**

暫時休憩したいと思います。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○**西原好文議長**

再開いたします。

谷口建設課長。

○**建設課長（谷口 学）**

この部分につきましては、委員会のほうで説明をさせていただきたいと思います。

○**西原好文議長**

済みません、瀧上議員、今、担当者がちょっと出張しているということで、委員会の中で御説明させたいということで。2番瀧上君。

○**瀧上正昭議員**

はい、わかりました。

それでは、ちょっと山田町長に初めてお聞きすることですので、実は今年の9月議会だったと思いますけれども、災害復旧をする場合で受益者負担が大きいんじゃないかということで、ちょっと私、質問をいたしました。というのは、今回を見てもわかりますように、観音下地区が、受益者負担がお二人で約70万円、それから、町単独のほうは約16万円ぐらいかな。特に中山間の農地を、あるいは農道を維持していくために、かなり皆さん頑張っておられる

んですね。そういうことから、できれば地方債あたりを使って少しでも受益者が少なくできないかというふうなことをちょっと質問いたしましたので、今後、その辺を検討といいますか、今回はこれでよろしいですけれども、そういうことをちょっと検討していただきたいなということをお願いして質問を終わりたいと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

9ページの更生医療給付事業のことですけれども、ここ270万円の補正となっております。それで、ちょっとお聞きしたいのは、説明の1ページの数字でちょっとわからないところがあります。一番下の補正額28年度の見込み額ということで739万7,025円ありますね。それを引くの480万円という、この480万円というのは現計予算額となっておりますけど、これはどこから数字が来たんですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

土渕議員の御質問ですけど、事業説明の1ページ目の下のほうに、補正額が、見込み額が739万7,025円で、現計予算額というのは480万円と載っているのは、今の、うちの当初の予算額であります。ですので、今現在、更生医療給付事業の予算額が480万円でありますということなんです。

○西原好文議長

土渕議員、よろしいですか。（「当初予算ということですね」と呼ぶ者あり）はい。

ほかに質疑の方ございませんか。3番田中君。

○田中宏之議員

事業説明書の12ページ、タマネギべと病緊急特別対策事業について、産業課長に質問しますが、これは確かにいいことだと思います。これぐらいでべと病対策は大丈夫と思っていられますか。今後もこれ以上の対策が必要じゃないかと思いますが、その辺の考えを、どうぞお聞かせください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

田中議員の御質問にお答えします。

タマネギのべと病の被害については、報道等でも御存じのとおりかと思えます。白石地区ではタマネギの責任産地が確保できるかというような非常事態ということで、県、白石町、それから普及所等でべと病対策協議会というのも立ち上げて取り組みをされております。

本町においては、佐賀県下でも5番目に作付が多うございます。白石町が一番多いわけですが、そういった中で、べと病の発症率というのが、近年、早い時期に発症をしております。それと、発症率が高くなっているというところから、先ほど申しました佐賀県のべと病対策協議会の中で早期の対策ということで、ここではマンゼブ剤を用いた一斉防除ということになっておりますけれども、もともとべと病菌が圃場におると。それから、苗床にも実際にいるということから、苗床から圃場に定植した場合、まず、そこでもう発生の可能性がある。近年こういった気象状況がべと病菌の発症を誘引しやすい気候状況になるということから、最初に定植をしてからの対策が望まれているところです。

こういった対策でいいのかとおっしゃいますけれども、ちょっと今のところ県が示しているのは、こういうマンゼブ剤の3回の早期の防除、それから、定植した後の越年罹病株、これは、苗から菌がついているものを圃場に定植した場合、べと病菌が発症して病気になる株があるわけですね。それをそのままにしておくと、その発病した株からほかの健全な株に病気が移ってしまうと、そういうのを早期に取り除くという2つの対策が今のところ有効であるというふうに言われておりますので、今回、県のほうで、今年度限りでございませうけれども、補助事業として実施するようになりましたので、本町のほうもやっていきたいと思っております。

また、べと病菌については、今も実際、いろんなところで研究をされております。特効薬というか、そういった薬剤がまだ見つからないというのが現状ですので、それを待つしかないのかなというふうにも思っております。

以上です。

○西原好文議長

3番田中君。

○田中宏之議員

要するに、県の事業に乗ったという感じですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

町長にお願いですけど、確かに、ことし、このべと病はひどかったですもん。来年も多分懸念されます。

きょうの新聞やったですかね、山口知事と田島町長が現場に赴いてタマネギの植えつけ現場に行っているのが載っていましたが、ぜひ町長も、今後、農地に出向いて行って、もし、またひどい発生が見られた場合は、県とは別に、町単独でもいろんな手助けをしてもらうようお願いをいたします。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第60号

○西原好文議長

日程第8. 議案第60号 平成28年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第60号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第61号

○西原好文議長

日程第9. 議案第61号 平成28年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第61号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第62号

○西原好文議長

日程第10. 議案第62号 平成28年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第62号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時55分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。三

溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）

12月定例議会委員会付託議件（案）について報告します。

○総務常任委員会付託分

議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号

議案第59号歳入全部と歳出のうち ②総務費 ③民生費 ④衛生費のうち1. 保健衛生費 ⑨消防費 ⑩教育費

議案第60号 議案第61号

○産業常任委員会付託分

議案第54号

議案第59号歳出のうち ④衛生費のうち3. 上水道費 ⑥農林水産業費 ⑧土木費 ⑪災害復旧費

議案第62号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり各委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立お願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時57分 散会